



こんにちは。税理士の市川です。

11/8の皆既月食は天候にも恵まれて、赤い月が夜空に浮かんで綺麗でしたね。また、今年はしっかりした寒暖差があり、日増しに秋が深まってくると感じます。今年こそ、久しぶりに紅葉を見に行きたいものです。

今月のブログのまとめ

◆税務署から「相続についてのお尋ね」がきた！どう対応したらいいの？

税務署から封書が届くと、何もしていなくてもドキッとします。 「相続のお尋ね」が届いた場合の対応についてまとめました。



◆相続の準備メモ：自分の家族・親族

相続準備メモは相続の準備の第一歩です。 今回のテーマは「相続準備メモの作成」自分の家族・親族編です。



◆エリザベス女王 遺産720億 相続税は？

今年の9月8日に亡くなったエリザベス女王が莫大な財産を残したことは誰もがご存じのとおりです。この財産に対して相続税はどうなるのでしょうか？



今年の相続税・贈与税の改正がみえてきた！

今年の相続税・贈与税の税制改正について、特に注目が集まっています。

2022/11/8、税制調査会の専門家会合の「論点整理」で、この税制改正の論点が

- ①相続時精算課税制度
 - ②暦年課税における相続前贈与の加算
 - ③贈与税の非課税措置
- の3つであることが判明しました。

①は相続時精算課税制度を使いやすくする、③は廃止の既定路線、でした。

問題の②の暦年課税については、今年はいろいろなセミナーで

- 1 贈与税・相続税の枠組みは変わらない
- 2 贈与税の持ち戻し（相続財産の加算）が3年から7年になる

という大予想をしてきましたが、現状でもこの予想をキープします。



税制改正の発表は12月中頃です。駆け込み贈与も、まだ間に合いそうです。

毎週土曜日

無料の税金相談もやっています
お気軽にお申し込みください



市川欽一税理士事務所

(編集長：市川)

大阪府大阪市北区東天満2-6-7 南森町東一号館

電話：050-5435-3083/FAX：06-6356-3376